

みやま市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、みやま市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を福岡県みやま市瀬高町小川5番地に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから20名以内をもって組織する。

- (1) みやま市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市民代表
- (7) 道路管理者、福岡県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会は、協議又は調整をするため幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第4条に定める委員の中から協議会が必要と認めた者を幹事とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を召集し意見を聴くことができる。

(分科会)

第10条 第3条各号に定める事項について、特定地域の取組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、みやま市企画振興課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に関する経費は、交付金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、協議会に関する出納の監査を行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年1月31日から施行する。

この規約は、平成30年6月25日から施行する。